

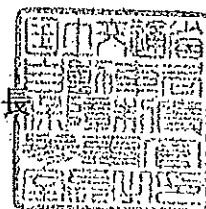


国官参自保第567号の1
令和元年12月27日

一般社団法人日本損害保険協会会長 殿

国土交通省自動車局

保障制度参事官室長



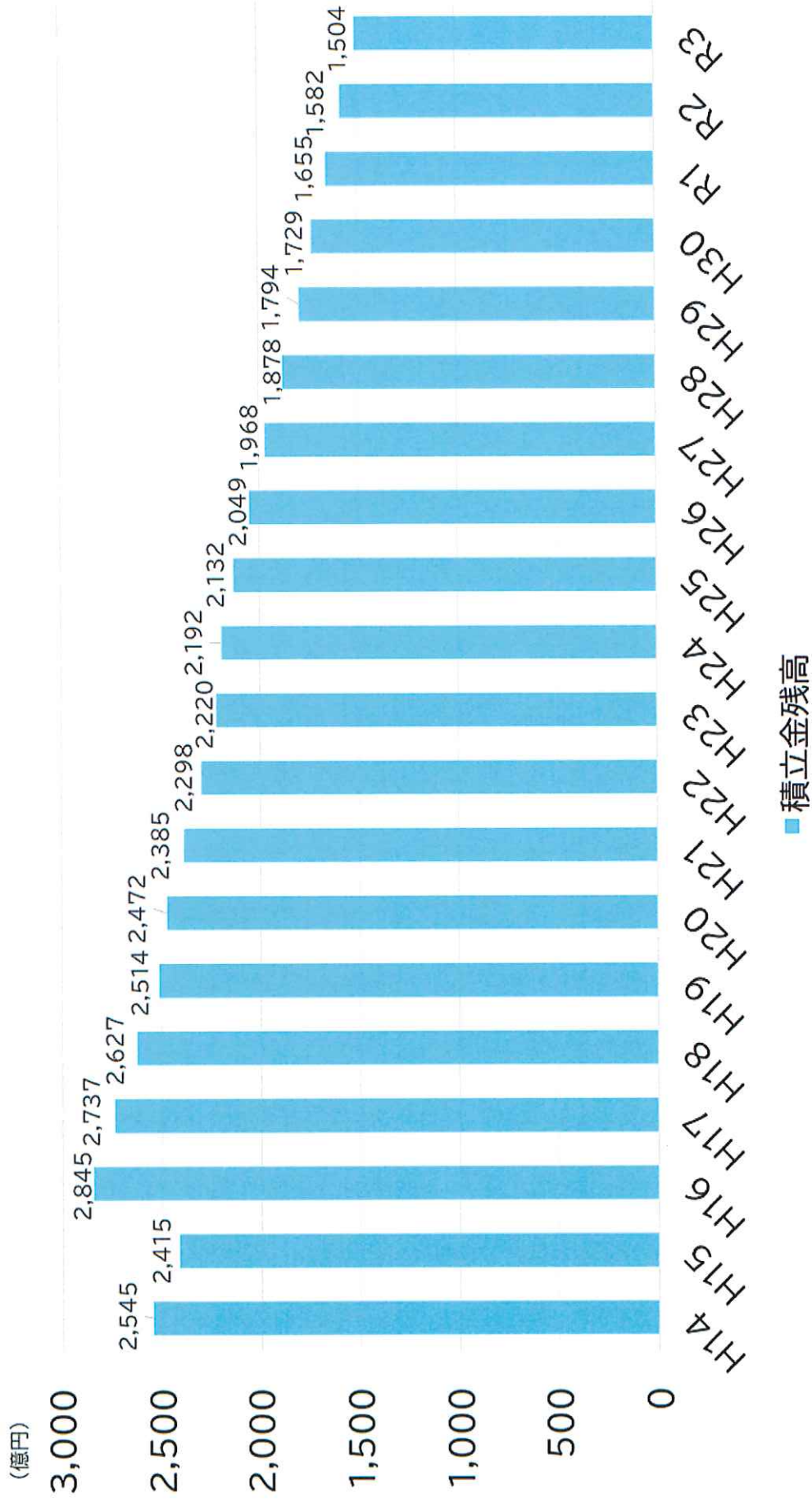
脳脊髄液漏出症診療指針について

標記については、厚生労働省において平成19年度から厚生労働科学研究費補助金で「脳脊髄液減少症の診断・治療の確立に関する研究」、また国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）において平成28年度から障害者対策総合研究開発事業で「脳脊髄液減少症の非典型例及び小児例の診断・治療法開拓に関する研究」がなされており、関連8学会（日本脊髄障害医学会、日本脊椎脊髄病学会、日本脊髄外科学会、日本脳神経外傷学会、日本頭痛学会、日本神経学会、日本整形外科学会、日本脳神経外科学会）の承認のもと、「脳脊髄液漏出症診療指針」が令和元年12月に発行されたところです。

脳脊髄液減少症については、自賠責保険等を通じた被害者の救済に対して期待が高まっていることから、貴協会においても、この診療指針を有効に活用し、適正な保険金の支払いを通じて、被害者保護の一層の充実に努めるよう、傘下会員に対し、周知して頂くようお願い致します。

自動車事故対策勘定の積立金の推移

積立金が減少し続けており、特に事故被害者が、自動車事故対策事業の将来的な持続可能性に懸念。



これまでの一般会計からの繰戻しの状況

自動車事故対策勘定(保険勘定)

年度	繰入額	繰戻額	元本残高	利子相当額	備考
平成6年度	7,800億円		7,800億円		当初
平成7年度	2,910億円		10,710億円		当初
平成8年度		1,544億円	9,166億円		補正
平成9年度		808億円	8,358億円		補正
平成12年度		2,000億円	6,358億円		当初
平成13年度		2,000億円	4,358億円		当初
平成15年度		508億円	4,358億円		補正(利子分)
平成30年度		23億円	4,358億円		当初(利子分)
令和元年度		37億円	4,358億円		当初(利子分)
令和元年度		12億円	4,358億円		補正(利子分)
令和2年度		40億円	4,358億円		当初(利子分)
令和2年度		8億円	4,358億円		補正(利子分)
令和3年度		47億円	4,358億円		当初(利子分)
令和3年度末累計	10,710億円	7,029億円	4,358億円	1,116億円	

元利計 5,474億円

保障勘定

年度	繰入額	繰戻額	元本残高	利子相当額	備考
平成6年度	300億円		300億円		当初
平成7年度	190億円		490億円		当初
平成15年度		61億円	490億円		補正(利子分)
令和3年度末累計	490億円	61億円	490億円	49億円	

元利計 539億円

合計

年度	繰入額	繰戻額	元本残高	利子相当額	備考
令和3年度末累計	11,200億円	7,090億円	4,848億円	1,166億円	

元利計 6,013億円

*端数処理により合計が合致しない場合がある。

新たな大臣間合意の本文とポイント

1. 平成6年度及び平成7年度における自動車損害賠償責任再保険特別会計(現、自動車安全特別会計。)から一般会計に対する繰入金については、**令和4年度において、5,400,000千円**を自動車安全特別会計自動車事故対策勘定に繰り戻すこととする。

2. 繰入金の残存額については、従来の大蔵省と運輸省の間の合意事項を維持することとするが、自動車事故対策勘定における積立金の水準と変動状況等に鑑み、平成6年2月10日付けの大蔵大臣及び運輸大臣間覚書(蔵計第238号、自保第38号)記2の「平成31年度から平成34年度」を「**令和5年度から令和9年度に改める**」こととする。

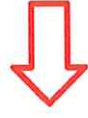
3. 毎年度の具体的な繰戻額については、**令和4年度予算における繰戻額の水準を踏まえ**、被害者等のニーズに応じて被害者保護増進事業等が安定的・継続的に将来にわたって実施されるよう十分に留意しつつ、一般会計の財政事情、自動車安全特別会計の収支状況等に照らし、財務省及び国土交通省が協議の上、決定することとする。

ただし、自動車安全特別会計の事業の運営上、予期しない資金手当の必要が生じると見込まれる場合には、令和9年度以前であっても繰り上げて必要額を繰り戻すこととする。

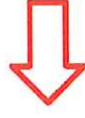
4. また、安全・安心な自動車社会の実現を図るため、両省は自動車安全特別会計自動車事故対策勘定に係る財政運営の安定性確保に向けて、**一般会計からの繰戻しに継続して取り組む**こととし、あわせて、平成13年の自動車損害賠償保障法及び自動車損害賠償責任再保険特別会計法の一部を改正する法律に係る衆参両院の附帯決議を踏まえ、**関係者の理解を得つつ、賦課金制度について令和5年度以降の可能な限り速やかな導入に向けた検討を行い、早期に結論を得る**こととする。

繰戻額の増額

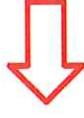
【令和3年度:47億円 → 令和4年度:54億円】



新たな大臣間合意の期間は「5年」



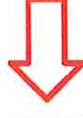
令和5年度以降の繰戻額の目安の提示



令和5年度以降における繰戻しの継続

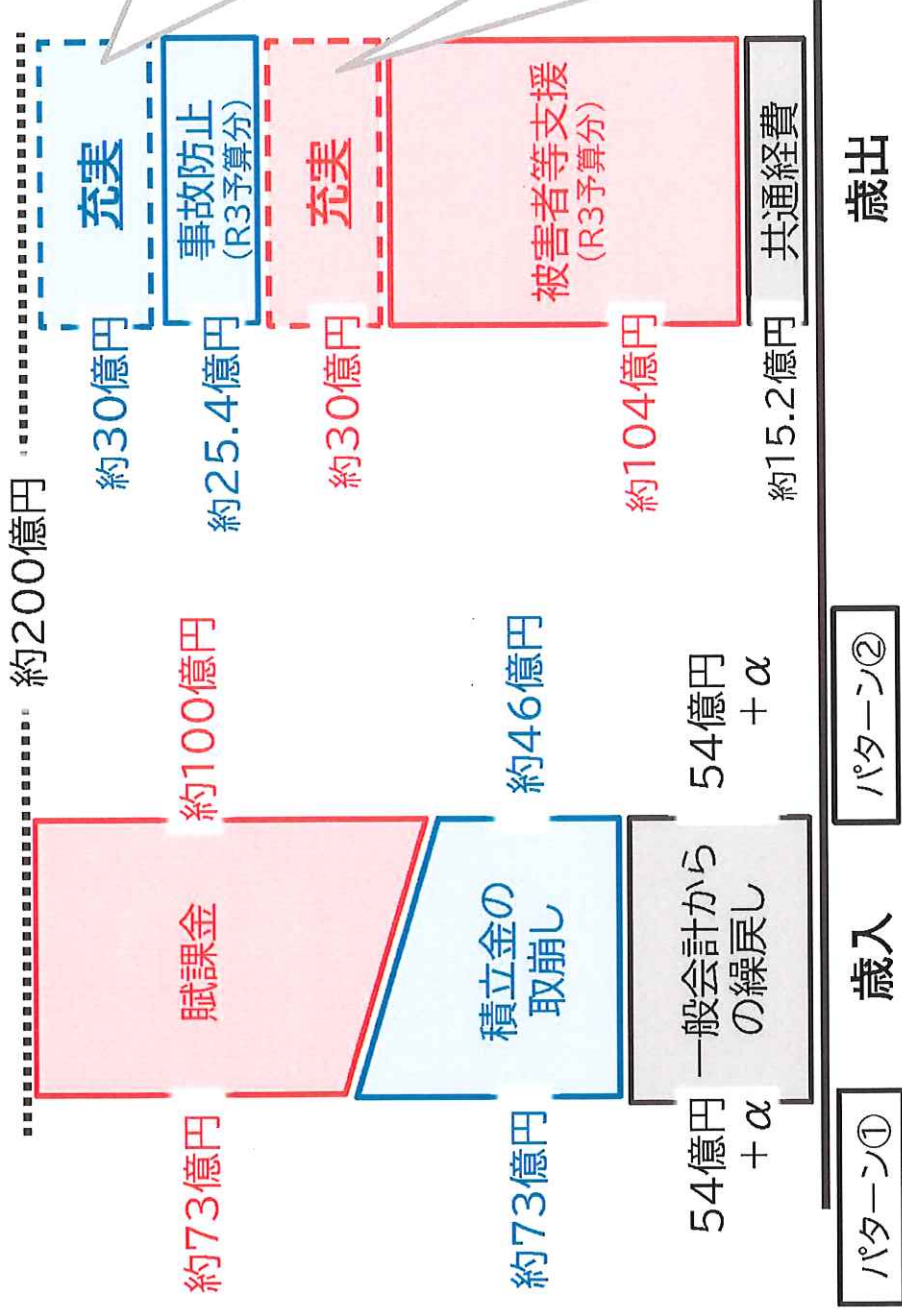


賦課金制度の検討



【参考】今後の自動車事故対策事業の歳出規模の試算

事故防止及び被害者支援として今後必要な施策を行う場合には、それぞれ約30億円の追加予算が必要(歳出全体200億円規模)



※現時点において想定しうる最大値である150円を超えない、できる限りユーザー負担の抑制を考慮した水準を、長期に渡って維持する観点から引き続き検討

事故防止	
事業項目	
自動車安全性能の見える化	
先進的な安全技術の普及促進	
運行管理の高度化	
飲酒・健康起因事故対策	
事故原因分析の強化	
過労運転防止対策の強化	
その他事故防止に資する事業	

被害者等支援	
事業項目	
療護施設の充実 (老朽化対策・リハビリ強化)	
介護者なき後対策の強化	
短期入院・入所協力事業の充実	
脊髄損傷者の中長期入院	
高次脳機能障害者の社会復帰支援	
事故被害者・遺族等に対する情報提供の充実	
その他被害者等の救済に資する事業	

※概算であり、必ずしも合計額は一致しない。

【参考】自動車事故対策勘定における積立金の水準について

現行の積立金の位置づけ

- ✓ (運用益を)自動車事故対策計画に基づく交付等の経常的な歳出の財源に充てるもの。
- 被害者等支援：療護施設の設置・運営、介護料の支給、訪問支援等
 - 事故防止：先進安全自動車(ASV)の普及、自動車アセスメント等

賦課金導入後一定期間における積立金の位置づけ

- ✓ 経常的な歳出の一部に充てる財源に充てるもの。
 ※経常的な歳出の財源:積立金の取崩しと一般会計からの繰戻し、これらの財源で賄いきれない部分を賦課金で穴埋め

積立金の将来的な位置づけ

- ✓ 自然災害や感染症対策などの非常時への備え等の臨時的な歳出の財源に充てるもの。
 (現行の積立金で賄っている毎年度の経常的な歳出は一般会計からの繰戻しとこれでは賄いきれない部分を賦課金で穴埋めすることにより賄う。)

【療護センターの被災時の対応等】

項目	建設+土地取得費 (R2年度水準)	高額医療機器 導入経費ほか
千葉療護センター(増床含)	約37億円	約61億円
東北療護センター(増床含)	約38億円	約32億円
岡山療護センター	約42億円	約50億円
中部療護センター	約36億円	約50億円
合計	約150億円	約200億円



感染症対策や
緊急の交通安全対策等への備え

合計

500億円規模